

ID: 1632

担当部署: 健康福祉部 地域福祉課

処分の概要	通所受給者証の再交付		
法令名 根拠条項	児童福祉法施行規則 第18条の6第9項		
法令番号	昭和23年厚生省令第11号		
【基準】 省令第18条の6第9項の規定による。 第18条の6 9 市町村は、通所受給者証を破り、汚し、又は失った通所給付決定保護者から、通所給付決定の有効期間内において、通所受給者証の再交付の申請があつたときは、通所受給者証を交付しなければならない。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日